

【効能・効果】

- 便秘症
- 食中毒における腸管内容物の排除
- 消化管検査時又は手術前後における腸管内容物の排除

【用法・用量】

ヒマシ油として、通常成人は15～30mL（増量限度60mL）、小児は5～15mL、乳幼児は1～5mLを、それぞれそのまま又は水、牛乳などに浮かべて頓用する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意
小腸の消化吸収を妨げ全身の栄養状態に影響を及ぼすことがあるので連用を避けること。

2. 副作用

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

- (1) 消化器（頻度不明）：悪心・嘔吐、腹痛等の症状
- (2) 過敏症（頻度不明）：過敏症状（注）

（注）このような症状が現れた場合には中止すること。

3. 高齢者への投与

一般に高齢者では生理機能が低下しているので減量するなど注意すること。

4. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

- (1) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないことが望ましい。[子宮収縮を誘発して流早産の危険性がある。]
- (2) 授乳中の婦人には投与しないことが望ましい。[ヒト母乳中に移行し、乳児の下痢を起こすことがある。]

5. 適用上の注意

- (1) 即効性であるので就寝前の服用を避けさせること。
- (2) 寒冷により粘度を増し混濁するので、この場合は用時加温して使用すること。

火気厳禁

第4類 動植物油類 危険等級Ⅲ

2008年2月改訂

日本標準商品分類番号 872356

承認番号 16100AMZ01640000
薬価取載 1986年3月
販売開始 1986年3月
再評価結果 1981年8月

貯法等：気密容器
室温保存

日本薬局方 ヒマシ油

ヒマシ油「ヤマゼン」

Castor Oil “Yamazén”

500mL

製造販売元

山善製薬株式会社

大阪市中央区道修町2丁目2番4号



【禁忌】(次の患者には投与しないこと)

- (1) 急性腹症が疑われる患者 [ぜん動運動亢進作用により、症状を悪化させるおそれがある。]
- (2) けいれん性便秘の患者 [ぜん動運動亢進作用により、症状を悪化させるおそれがある。]
- (3) 重症の硬結便のある患者 [本剤では効果が得られず、症状を悪化させるおそれがある。]
- (4) ヘノボジ油、メンマ等の脂溶性駆虫剤を投与中の患者 [これらの薬剤の吸収を促進して中毒を起こすおそれがある。]
- (5) リン、ナフタリンなどの脂溶性物質による中毒時 [これらの物質の吸収を促進させるおそれがある。]

【組成・性状】

本品1mL中、日局ヒマシ油1mLを含有する。
本品は無色～微黄色澄明の粘性の油で、わずかに特異なにおいがあり、味は初め緩和で、後にわずかにえぐい。
本品はエタノール(95)に溶けやすく、水にはほとんど溶けない。
本品は0℃に冷却するとき、粘性を増し、徐々に混濁する。

キャップ(PP)
中栓(PE)
外装フィルム(PVC)



製造番号

使用期限



GS1-FSS

(01)74982296538154

